

広島市地域公共交通会議設置要綱に係る新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条から第4条 (略)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 監事は、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>2 監事は、交通会議の会計監査を行う。</p> <p>3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第1条から第4条 (現行に同じ。)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 監事は、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>2 監事は、交通会議の会計監査を行う。</p> <p><u>3 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。</u></p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>(書面審議)</p> <p><u>第7条 会長は、議案が次に掲げるものである場合は、書面審議により、議事を決することができる。</u></p> <p><u>(1) 緊急を要するもの</u></p> <p><u>(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの</u></p> <p><u>(3) その他会長が軽易であると判断したもの</u></p> <p><u>2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第<u>10</u>条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第<u>11</u>条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、広島市道路交通局都市交通部に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

広島市地域公共交通会議設置要綱に係る新旧対照表

現 行	改正案
<p>(経費)</p> <p>第11条 交通会議の運営に要する経費は、広島市からの負担金をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第12条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各項が定めるもののほか、交通会議の予算の編成その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則 この要綱は平成22年7月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p>	<p>(経費)</p> <p>第12条 交通会議の運営に要する経費は、広島市からの負担金をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第13条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。</p> <p>2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。</p> <p>3 前各項が定めるもののほか、交通会議の予算の編成その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則 この要綱は平成22年7月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は令和元年10月25日から施行する。</u></p>